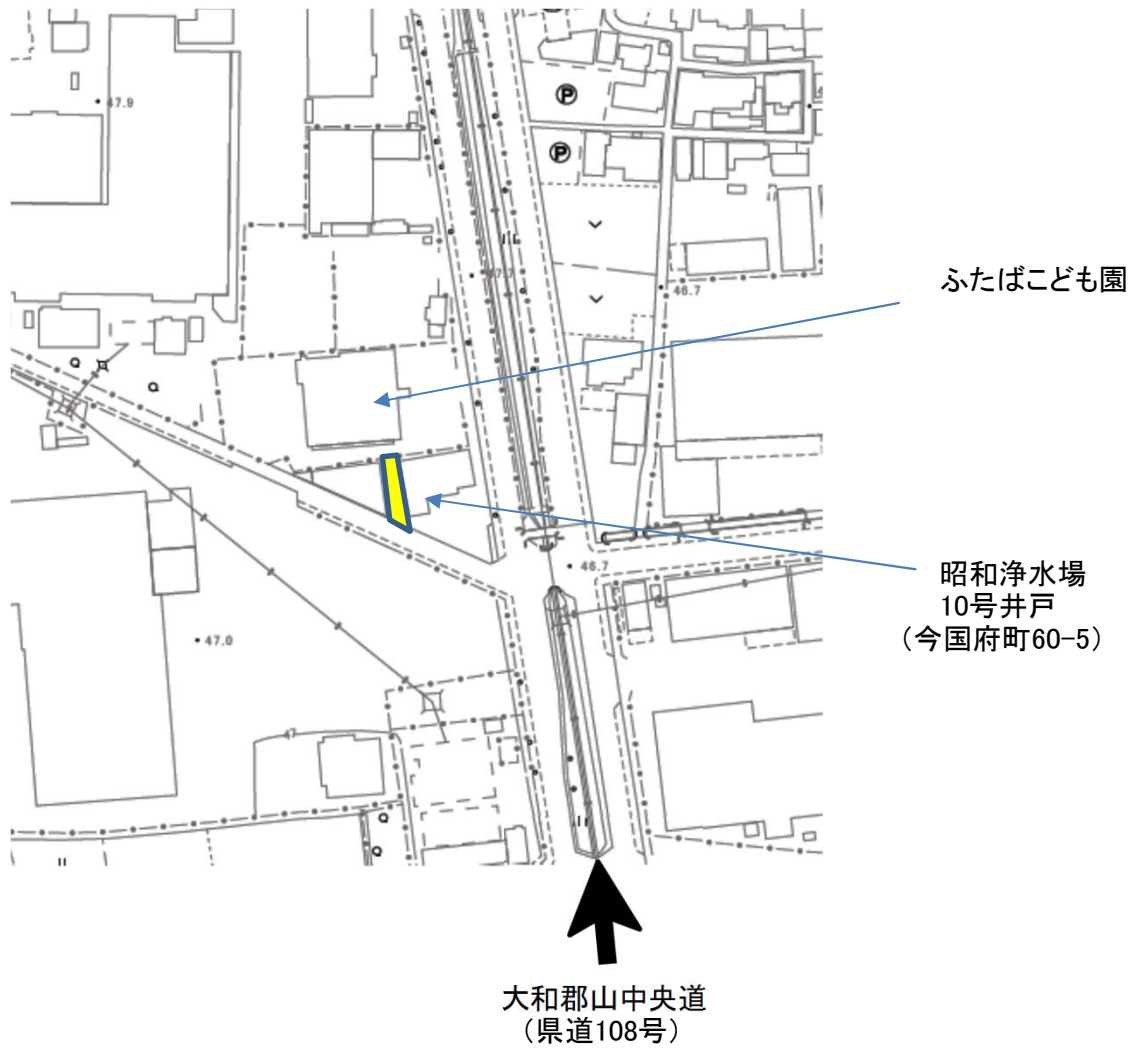


仕 様 書

1 工事名	昭和浄水場10号井戸取水ポンプ制御盤更新工事
2 工事場所	大和郡山市今国府町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和6年3月29日まで
4 工事概要	制御盤等据付撤去 一式
	電気工 一式
	処分運搬 一式
	雑工 一式
5 入札担当課	上下水道部 業務課
6 契約日	令和5年7月14日
7 契約保証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第1号、第2号及び第3号に該当する場合は免除とする。
8 支払事項	前払金 請負代金の40%を限度として請求可能。 部分出来高払い 行わない。 完了払金 完了検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時 令和5年6月19日(月)9時から 令和5年7月5日(水)17時まで 提出書類 別紙様式による 提出先 上下水道部業務課(電子メール) suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp 質問回答日 令和5年7月7日(金) 質問回答場所 入札参加者へメールで回答 その他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。

位置図



昭和浄水場 10 号井戸取水ポンプ制御盤更新工事

特記仕様書

令和 5 年 6 月

大和郡山市上下水道部

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第 1 条 概 要	1
第 2 条 法令等の遵守	1
第 3 条 契約等	2
第 4 条 疑義の解釈	2
第 5 条 官公庁等への手続き	2
第 6 条 施工について	2
第 7 条 特許権等の使用	2
第 8 条 現場代理人及び主任技術者	2
第 9 条 委任または下請負	3
第10条 費用の負担	3
第11条 契約の変更	3
第12条 賠償の義務	3
第13条 試 験	3
第14条 総合試運転	4
第15条 検 査	4
第16条 工事着手	4
第17条 保証期間	4
第18条 提出図書類	5

第2節 施工範囲

第 1 条 概 要	6
第 2 条 施工範囲	6
第 3 条 設備機器	7

第2章 機器仕様

第 1 条 引込開閉器盤	8
第 2 条 取水ポンプ制御盤	8

第 3 章	工事施工	
第 1 条	一般事項	1 0
第 2 条	仮設工事	1 0
第 3 条	施 工	1 0
第 4 条	施工内容	1 2

第 4 章	試験及び検査	
第 1 条	試験及び検査	1 4
第 2 条	雑 則	1 4

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条 概要

本仕様書は、大和郡山市上下水道部 昭和浄水場10号井戸取水ポンプ制御盤更新工事の施工に関し、特記事項を記載するものである。

施工においては、法令、本特記仕様書、設計図書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」ならび、担当監督員の指示に従い誠実にして、かつ定められた期間内に完全に施工するものとする。

第2条 法令等の遵守

本工事の施工にあたり、下記の法令、諸規則を遵守しなければならない。

1. 電気事業法
2. 電気設備に関する技術基準を定める省令
3. 電力用品取締法
4. 建築基準法
5. 消防法
6. 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」
7. 労働安全衛生法
8. 水道施設設計指針・解説
9. 水道維持管理指針
10. 電力会社供給規定
11. 内線規定
12. 日本工業規格（JIS）
13. 電気規格調査会標準規格（JEC）
14. 日本電機工業会 〃 （JEM）
15. 日本電線工業会 〃 （JCS）
16. 日本照明器具工業会規格（JIL）
17. 日本蓄電池工業会規格（SBA）
18. （社）日本内燃力発電設備協会「認定基準」
19. その他関連法規・条例および規格

第3条 契約等

本市契約関係条例および、その他本市定める規定によるものとする。

第4条 疑義の解釈

1. 本特記仕様書および設計図書に疑義を生じた場合は、担当監督員と協議の上、担当監督員の解釈によるものとする。
2. 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

第5条 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は受注者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行するものとする。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第6条 施工について

本特記仕様書および添付図面に明記していないものでも、本工事の目的並びに工事施工上当然必要なものは担当監督員と協議のうえ、受注者の負担で整備または施工しなければならない。

第7条 特許権等の使用

本工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている機器等を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第8条 現場代理人および主任技術者

1. 受注者は、現場代理人および工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、契約締結後速やかに定められた書面により本市に届出なければならない。ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
2. 受注者または現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

第9条 委任または下請負

受注者は、工事の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市に届出なければならない。

第10条 費用の負担

材料および工事の検査並びに、施工に伴う調査、試験諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

第11条 契約の変更

発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、書面により、請負金額、工期または工事内容を変更することができる。

契約を変更する条件は、次のいずれかとする。

1. 発注者の都合により、著しく設計数量を増減し、または大幅に原設計を変更しようとする場合。
2. 工事中予期しがたい障害物その他天災等により、原設計に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合。
3. その他、受注者の責とは考えられない事由により、工期内に工事を完成することができない場合。

第12条 賠償の義務

受注者は、工事施工の際、発注者または第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法ですみやかにその責をおわなければならない。

ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

第13条 試験

各種試験は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」、並びにその他関係規定により実施し、これに合格後動作試験を行うものとする。

第 14 条 総合試運転

工期内に総合試運転を行うものとする。

総合試運転開始前には、各機器の整備点検を完全に行い、監督員立会いの上受注者が行うものとする。総合試運転にあたっては、事前に「総合試運転要領」を提出するものとする。費用については、受注者の負担とする。

第 15 条 検 査

1. 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査をうけなければならない。
 - 1) 工事が完成した場合（竣工検査）
 - 2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、または著しく困難な場合（中間検査・確認検査）
 - 3) 工事の手直しが完了した場合（手直し検査）
 - 4) その他必要がある場合
2. 検査については、監督員の指示によるものとする。

第 16 条 工事着手

受注者は、契約締結後速やかに本特記仕様書および添付図書類に基づき、工程表および施工計画書並びに承諾図書類を作成し、本市の承諾を得ること。

この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。なお、本工事に使用する機器類について受注者個有の設計による製品で本特記仕様書および添付図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本市の承諾を得なければならない。

第 17 条 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後 2 年とする。

万一、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、受注者の責任において本市が指定する期間内に修理、改造または新品と交換を行うものとする。

なを、本市運転担当者に設備の運転操作、維持管理その他について十分なる指導をおこなうものとする。詳細については別途協議する。

第 18 条 提出図書類

本工事における機器製作等については、契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を本市に派遣し、本特記仕様書および設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、本市の承諾を得ることとする。なお、打合せの結果によっては、本特記仕様書および設計図書類の変更を行うことがある。この場合、契約金額の変更は原則として行わない。

1. 承諾図書類は次のとおりとする。

- 1) 機器仕様書類
- 2) 操作フローチャート図書類
- 3) 運動制御フローチャート図書類
- 4) 計装フローチャート図書類
- 5) 展開接続図書類（指示する場合）
- 6) 機器外形図、組立図等
- 7) 各機器類間の接続図書類
- 8) 機器配置、据付図書類
- 9) 工事施工計画書
- 10) 工事施工図書類
- 11) その関係図書類

- 12) 監督員が指示する図書類

2. 完成図書類

部数 2部 （電子データ1部を含む・別途打合せによるものとする）

3. 工事写真

部数 2部 （別途打合せによるものとする）

4. その他

納品書、その他必要書類

第2節 施工範囲

第1条 概要

本工事は、下記の範囲一切を施工するもので、受注者は、設計図書を参照するとともに、監督員と設計打合せを行い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を設計製作、据付の上、所定の配線・配管工事を行うものとする。

第2条 施工範囲

1. 昭和浄水場 10号井戸
 - 1) 第3条の機器の設計・製作及び試験
 - 2) 上記に伴う機器の搬入・据付工事
 - 3) 本設備に必要な配線工事
 - 4) その他上記に伴う諸工事
 - 5) 既設機器・配線の撤去工事及び撤去資材の処分

2. 中央監視室（昭和浄水場）
 - 1) 既設 10号井戸操作設備による遠隔操作試験
 - 2) その他上記に伴う諸工事

第3条 設備機器

1. 昭和浄水場 10号井戸
 - 1) 引込開閉器盤
 - 2) 取水ポンプ制御盤

2. 中央監視室（昭和浄水場）
 - 1) 10号井戸操作ユニット（既設再使用）

第2章 機器仕様

第1条 引込開閉器盤

1. 形 式 屋外装柱形（装柱金物付）
2. 数 量 1 面
3. 概略寸法 350W×1130H×200D ステンレス鋼板製 指定色塗装
4. 取付機材
 - 1) 盤面取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 検針窓 1 個
 - (3) その他必要なもの 1 式
 - 2) 盤内取付機材
 - (1) 電力量計取付スペース 1 台分
 - (2) 配線用遮断器 3P 250AF 1 個
 - (3) その他必要なもの 1 式

第2条 取水ポンプ制御盤

1. 形 式 屋外閉鎖自立形 5面遮熱板付
2. 数 量 1 面
3. 概略寸法 900W×2000H×900D 鋼板製 指定色塗装
4. 板 厚 (本体) 2.3mm 以上 (扉) 2.3mm 以上 (遮熱板) 2.3mm 以上
5. 塗 装 色 マンセル 5Y7/1 (全艶) 対候性を考慮しポリウレタン系塗料
6. 取付機材
 - 1) 盤面取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 検針窓 (網入ガラス) 1 個
 - (3) 遮熱板 1 式
 - 2) 盤内 (中扉) 取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 交流電圧計 (110 角広角型) 1 台
 - (3) 交流電流計 (110 角広角型) 1 台
 - (4) 操作スイッチ 1 式
 - (5) 切替スイッチ 1 式
 - (6) 押し釦スイッチ 1 組
 - (7) 集合表示灯 1 組
 - (8) その他必要なもの 1 式

- 3) 盤内取付機材
- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 計器用変流器 | 1 式 |
| (2) 電磁接触器 | 1 式 |
| (3) 低圧進相コンデンサ | 1 式 |
| (4) リアクトル | 1 式 |
| (5) 配線用遮断器 (M C C B) | 1 式 |
| (6) 漏電リレー | 1 式 |
| (7) モーターリレー | 1 式 |
| (8) 直流電源装置 | 1 式 |
| (9) 液面リレー | 1 式 |
| (10) 補助リレー | 1 式 |
| (11) 小型変圧器(1.0KVA) | 1 式 |
| (12) LTE ターミナル取付スペース | 1 式 |
| (13) その他必要なもの | 1 式 |
- 4) 取水ポンプ始動方式はスターデルタとすること

第3章 工事施工

第1条 一般事項

1. 受注者は常に工事進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行を踏らなければならない。
2. 各関連工事等と十分連絡を密にし、工事の円滑な進行に務めなければならない。
3. 事故防止に務めること。
4. 公害防止に務めること。
5. 現場の整理、整頓に務めること。
6. 現場の衛生管理に十分注意すること。
7. 工事現場施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

第2条 仮設工事

1. 工事のため、場内に現場事務所、詰所、工作小屋、材料置場、便所など必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について市の承認を得るものとする。
2. 工事電力、用水、燃料および電話など必要な仮設等は受注者がその手続きを行い、設置することとする。

第3条 施工

1. 機器据付
 - 1) 現場操作盤等のコンクリート基礎は高さ 100mm 以上、周囲は 50mm 以上の幅をとること。
 - 2) 機器等の据付には架台等を設け、堅固に取付けること。
2. 電路布設
 - 1) 電線管の使用区分
 - a. 屋内露出
厚鋼電線管
ステンレス電線管
耐衝撃硬質塩化ビニル電線管

- b. 地中埋設 波付硬質ポリエチレン電線管（難燃型）
ビニル電線管
- c. 躯体埋設 P F 管（1重管）
- d. 屋外露出 PE ライニング電線管
厚鋼電線管
ステンレス電線管
耐衝撃硬質塩化ビニル電線管
- e. 可とう管 ビニル被覆二種金属性可とう電線管

2) ラック、ダクト類

- a. アルミ製
- b. ステンレス製

3) プルボックス類

- a. ステンレス製
- b. 塩ビ製
- c. 熔融亜鉛メッキ仕上製

3. 材質、仕上仕様

1) 取付架台

- a. 屋内（乾） 指定色塗装仕上
- b. 屋内（湿） 熔融亜鉛メッキ製
耐蝕塗装仕上
- c. 屋外 ステンレス製
熔融亜鉛メッキ製
アルミ製

2) ラック、ダクト取付金物

- a. ステンレス製
- b. 熔融亜鉛メッキ仕上
- c. アルミ製

3) その他金物

- a. ステンレス製
- b. 熔融亜鉛メッキ仕上

4) アンカ類

- a. ステンレス製

5) 湿気部に使用するボルトナット類

a. ステンレス製

4. 配線工

1) 使用材料

- a. ケーブル工事を原則とする。

2) 施工方法

- a. 管内でのケーブルの中間接続は不可。接続はボックス内等で機械的な力が接続点に加わらないよう考慮する。
- b. 他設備との取り合いは端子箱にて行うことを原則とする。
- c. 高圧ケーブル等特殊な末端処理工は有資格者が施工する。
- d. 将来分のケーブル通線が予想される場合は、スペースを確保し整然と施工する。
- e. 将来通線する電線管類には呼線を通線しておく。

5. 接地工

- 1) 接地は種別毎に行うこと。(今回既設流用)

- 2) 接地種別ごとに接地埋設標示板を設けること。(今回既設流用)

第4条 施工内容

1. 昭和浄水場10号井戸

- 1) 施工前に取水井の運転を停止し、工事期間中は電力会社からの電源供給を停止する。

- 2) 既設 受変電盤・取水ポンプ制御盤・引込開閉器盤及び配線を撤去する。撤去資材は関係諸法令に準拠し適切に処分する。なお、取水ポンプ電源ケーブル及び取水井電極専用ケーブルは再使用するので、丁寧に扱い現地保管する。

ア) 本業務の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙「産業廃棄物処理業者一覧」および「建設発生土処理業者一覧」のとおりとする。

イ) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物処理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員または検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

- 3) 取水ポンプ制御盤・引込開閉器盤の製造を行い、検査確認合格の後、現場搬入・据付を行う。

機器配置は事前に監督員と協議し安全かつ合理的な位置に配置・据付する。

- 4) 必要な配線を行い、電力会社からの電源供給を再開し各種試験を実施する。

2. 昭和浄水場 中央監視室

- 1) 昭和浄水場からの10号井戸遠隔操作は既存の通信ケーブル及び操作設備を再使用するので、製作する取水ポンプ制御盤はそれらの技術的条件に適合するように、調査・検討し製作すること。
- 2) 遠隔操作の内容は、昭和浄水場から取水ポンプの任意の運転・停止（電動制水弁 連動）及び各種状態信号・故障信号の表示、取水ポンプ運転電流の表示とする。
- 3) 前項の操作・表示が完全に行えるように試験・調整を入念に行う。

第4章 試験及び検査

第1条 試験及び検査

1. 工場における試験及び検査

- 1) 構造、外観、寸法検査
- 2) 絶縁抵抗測定
- 3) 絶縁耐力試験
- 4) 保護装置試験
- 5) 遮断器関係試験
- 6) 動作特性測定
- 7) 組合せ運転操作試験
- 8) その他必要と認める測定、試験、検査

2. 現場における試験及び検査

- 1) 外観検査
- 2) 接地抵抗測定
- 3) 絶縁抵抗測定
- 4) 保護装置動作試験
- 5) 実負荷運転操作試験および各種測定
- 6) その他必要と認める測定、試験、検査

3. 留意事項

事前に（案）を提出し、承諾後実施するものとする。
実施後「試験成績表」を作成し報告するものとする。

第2条 雑 則

1. 試験用器具および試験に必要なもの、およびこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。
2. 試験方法その他詳細については、その都度協議のうえ決定するものとする。
3. 試験及び検査対象物によっては第三者機関に依頼することとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

令和5年4月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したものの)																						
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず							建設汚泥				その他						
				アスファルト塊・コンクリート塊					木系廃材				剪定・伐採木							プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二重	角材・ 板材	柱材	合板・ パネヤ	化粧板・ ハチケル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケー キ)	(軟弱土)	(泥水)							
60	(株)みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部他2筆	中間						○	○	○	○	○	○					○	○			○			
61	栄和建設(株)	葛城市中戸39番地	中間											○	○	○										
62	日章金属興業有限公司	葛城市兵家171-1,171-7,152-7,152-12,166-3,1566	中間																○		○	○				
63	積水化成成品工業(株)	天理市森本町670番地1外32筆	中間																							
64	(株)NANBU	大和郡山市長安寺町276-2	中間																○	○	○	○	○			
		産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車輻搭載型 溶融施設・移動式溶融機)	中間																							
65	(株)米澤開発	奈良市柴屋町66番地1の一部、67番地5の一部	中間																○		○		○			
66	株式会社井戸本	御所市大字室221番地の一部他	中間																○		○	○				
67	(株)ヒカリワールド	五條市住川町1309番地	中間																○	○						
68	(株)奈良リサイクル	御所市大字池之内528番1	中間																○							
70	株式会社ディ・シー	葛城市新村123番地1、127番地1	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71	関西化学工業(株)	北葛城郡上牧町中筋出作158番6	中間																○							
72	関西メタルワーク(株)	生駒市小平尾町1490-1外3筆	中間																		○	○				
74	仲商店(株)	事務所所在地(移動式)	中間																○							
75	株式会社トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1	中間																							
76	(有)ヨシモトゴム商会	御所市東松本243他	中間																○	○						
78	(株)ナカミチ建機サービス	三重県南牟婁郡紀宝町神内1243-3・5	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
81	(有)丸昇石材	三重県尾鷲市小脇町宇水谷1-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆																		
84	木下建設(株)	和歌山県新宮市南檜杖大字大谷247	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
86	(有)南クレーン	和歌山県新宮市南檜杖字奥平野241-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆										☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
87	(株)共栄建設工業	和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1134-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
94	(株)楠章南	御所市大字元町137番地の21	中間						○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
98	(株)中家建設	吉野郡下市町原谷261-1	中間											○	○	○										
99	奈良マテリアル(株)	御所市大字城山台90-20	中間														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
100	(株)大和化銀	宇陀市室生向洲2249-137	中間																							
101	(株)JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169	中間						○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○
102	(株)丸山土木	御所市大字小林258-5	中間	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○		○			
103	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391-2	中間	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○
104	野村興産(株)	宇陀市菟田野大澤55	中間																			○				
105	福源商事(株)	五條市出屋敷町186番地56の一部他	中間																							
106	一林産株式会社	奈良市蘭生町445番地	中間										○	○	○											
107	川口建設(株)	和歌山県田辺市龍神村小家字釜崎972-39、40	中間						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
108	(株)伊賀林業	三重県伊賀市大内514番地の1	中間						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

令和5年4月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したものの)																					
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず						建設汚泥				その他						
				アスファルト塊・コンクリート塊					木系廃材			剪定・伐採木			建設汚泥				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ パネヤ	化粧板・ ハチケル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケー キ)	(軟弱土)							

最終処分場(88～96)

88	(株)南都興産	御所市重阪329番地他 (夜間は昼間受入価格の20%増 ・休日には昼間受入価格の50%増)	最終(管理)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	(株)正光	御所市戸毛1082-1外3筆	最終(安定)																		○	○	○	○	○	○
91	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂183-1,184番地	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○		
92	(株)丸山土木	御所市大字小林561外18筆	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○		
93	(有)馬本賢商店	平群町大字福貴711番1外6筆	最終(安定)	○	○	○	○	○																		
96	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391番地の2	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○	○

・Asクズ:アスファルト切削くず As塊:アスファルト掘削塊 Co有筋:コンクリート塊(有筋) Co無筋:コンクリート塊(無筋) Co二製:コンクリート二次製品(有筋)(As塊・Co塊・Co二製は30cm角以下を標準とした受入価格。30cm角以上となる場合は、別途見積もりを徴収すること。)

木くず:建設発生木材(角材)、剪定・伐採木(枝葉、幹、根) プラ:廃プラスチック類(発泡スチロール、廃合成建材等) ゴム:天然のゴムくず 金属:鉄くず、トタンくず等

・受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

・単価表で○印の付いている箇所の単価については、取扱許可品目をさせていただきます。

・三重県、和歌山県内の処分場(単価表で☆印のついている箇所)の単価については、奈良県技術管理課に問い合わせること。

*上記の処理業者は令和5年2月末現在、奈良県又は奈良市(一部三重県、和歌山県の許可業者を含む。)の産業廃棄物処分量の許可を受けた業者(「工作物の除去に伴って生じた不要物」、又は「木くず」、又は「汚泥」を取り扱う業者で、上表のいずれかの品目を取り扱っている業者)です。

令和5年度	資本的支出	建設改良費	令和5年6月 日	設計者
課長	課長補佐	係長	係員	検算
設 計 書				
件名	昭和浄水場10号井戸制御盤更新工事			
場所	大和郡山市今国府町 地内			
設計額	¥ 円(内消費税相当額 円)			
設計の概要	制御盤等据付撤去 ・電気工 ・処分運搬 ・雑工			

第 1 号
設 計 書

昭和浄水場 10号井戸取水ポンプ制御盤盤更新工事

円

名 称	形 状 寸 法	単 位	円			円			備 考
			数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	
(電気計装設備工事) 機器費		式	1.0						第 1 号内訳書
材料費		式	1.0						第 2 号内訳書
労務費		式	1.0						第 3 号内訳書
処分費 (控除)		式	1.0						第 4 号内訳書
合計									

第 1 号設計書
第 1 号内訳書

昭和浄水場 10号井戸取水ポンプ制御盤盤更新工事
機器費

円

名 称	形 状 寸 法	単 位	円			円			備 考
			数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	
引込開閉器盤	屋外電柱取付型 W350×H1130×D200 SUS304	面	1.0						見積り
10号取水ポンプ制御盤	屋外自立閉鎖型 W900×H2000×D900 SS	台	1.0						見積り
合計									

第 1 号設計書
第 2 号内訳書

昭和浄水場 10号井戸取水ポンプ制御盤盤更新工事
材料費

円

名 称	形 状 寸 法	単 位	円			円			備 考
			数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	
電線ケーブル	600V EM-CET 22sq	m	14.0						
電線ケーブル	EM-IE 22sq	m	5.0						
電線ケーブル付属材料		式	1.0						
端末処理材料	動力 EM-CET 22sq	組	4.0						
電線管	PE70mm 露出	m	5.0						
電線管	金属製可とう管 63# 露出	m	1.0						
電線管付属材料		式	1.0						
補助材料費		式	1.0						
合計									

第 1 号設計書 昭和浄水場 10号井戸取水ポンプ制御盤盤更新工事
 第 3 号内訳書 労務費

円

名 称	形 状 寸 法	単 位							備 考
			数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	
電工	(据付)	人	15.0						
技術者	(据付)	人	2.0						
技術者	(組合試験)	人	1.0						
試運転調整費		式	1.0						
合計									

第 1 号設計書
第 4 号内訳書

昭和浄水場 10号井戸取水ポンプ制御盤盤更新工事
処分費（控除）

円

名 称	形 状 寸 法	単 位	円			円			備 考
			数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	
盤類・電線管類 鉄	へびー HS	t	0.22						
電線類 非鉄	銅1号	kg	34.11						
合計									